# 令和2年度 第43回長野県スキー大会週間 新型コロナウイルス感染症対策を講じた大会運営指針

#### はじめに

国内の現状は、感染の状況等を継続的に監視するとともに、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させているところである。

しかしながら、再度、感染が拡大する場合に備える必要があり、新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めておく必要があるほか、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むことが重要とされている。こうした取組を実施するなかで、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に図っている。

このような状況下で、第43回長野県スキー大会週間の開催可否に関する判断 基準と感染症対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的な大会運営に関 する指針を示すものである。

#### 1、開催可否に関する判断基準

次の状況に注視し、大会組織委員会で協議のうえ決定する。

- (1) 感染症の終息又は発症状況
- (2) 参加都道府県の緊急事態宣言の発出状況
- (3) ワクチン、治療薬の開発、供給状況
- (4) 都道府県の予選会開催状況
- (5) 開催地の感染者状況と対策状況

### 2、大会運営指針

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることで感染(飛沫感染)し、また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることで感染(接触感染)するとされている。

大会を開催するにあたり、感染対策を講じた運営指針を次のように定め実施する。

- (1) 共通して対策する事項
  - ①マスク着用や小まめな手洗い、うがいの徹底
  - ②体調管理、健康チェック
  - ③「3つの密」(密閉、密集、密接)を避ける行動と作らない環境整備
  - ④施設内のこまめな換気や設備、器具などの消毒・洗浄

## (2) 開催行事等に関する対策事項

- ①総務、式典
  - ・開閉会式は執り行わない。
  - ・表彰式は最小限の人数で、各競技会場において短時間で終了させる。
  - ・飲食を伴う会議、反省会等は原則として行わない。
  - ・期間中の監督、選手、学校関係者の連絡先(氏名・住所・電話番号) を記録し、大会後1か月間保管させる。
  - ・大会終了後、14 日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。
  - ・その他、総務、式典の運営に際し必要な措置を講ずる。

#### ②競技運営

- ・キャプテンミーティングは原則各校又はチーム代表者1名の参加と し、短時間で済ませるようにする。連絡事項は配布物で済ませる。
- ・競技スタッフ、監督・コーチは全員マスクを着用する。
- ・選手はトレーニング、試合時を除き、全員マスクを着用する。
- ・スタート、ゴール地点は特に密集しやすいので、十分な間隔を空けて 待機又は応援するようにし、必要に応じて整理員を配置するなどの措 置をとる。
- ・観客の入場は、受付を設け、連絡先(氏名・住所・電話番号)を記録させる。また、受付の有無が確認できる措置を講ずる。
- ・観戦はソーシャルディスタンスをとり、大声での歓声や声援がないよ うに周知する。
- ・報道関係者は、各会場の報道係で受付をし、連絡先(氏名・住所・電話番号)を記録させる。報道ビブを着用させ受付の有無を管理する。
- ・今後の発生状況によっては、選手、関係者を制限するなど必要な措置 を講ずる。
- ・その他、競技の運営に際し必要な措置を講ずる。

# ③報道、記録

- ・記録掲示板周辺が密集しないよう SNS を積極的に活用する。
- ・選手への取材は双方マスクを着用し、ソーシャルディスタンスを保ち 短時間で済ませる。
- ・その他、報道、記録の運営に際し必要な措置を講ずる。

## ④宿泊、歓迎

- ・ 戸狩観光協会等の各観光協会の宿泊ガイドラインに沿った措置を講ずる。
- ・主催者の方針により宿泊を伴わない参加を認める。
- ・その他、宿泊、歓迎の運営に際し必要な措置を講ずる。

## ⑤交通、施設

- ・各競技会場までの役員及び補助員の輸送は最小限に止め、特に役員に おいては小人数での乗合を勧める。
- ・密集、密接を避けるため、各施設のレイアウトを再考し、必要に応じて選手テントなどを増設する。
- その他、交通、施設の運営に際し必要な措置を講ずる。

## ⑥医務、衛生

- ・各施設に必要な消毒用品(手指及び施設消毒用、体温計、マスクな ど)を配布し、感染対策を講じる。
- ・感染防止対策の意識を高めるため、各施設に啓発ポスターの掲示や、 チラシの配布など必要な注意喚起を講ずる。
- ・万一、感染症の疑いが発生した場合に備え、連絡、医療機関への搬送 など、具体的な役割分担や連携方法などの対処マニュアルを作成し、 大会日程が遅滞しないよう努める。
- ・その他、医務、衛生の運営に際し必要な措置を講ずる。